

福井県建設工事等競争入札参加者資格審査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）14の規定に基づき、資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格の認定)

第2条 競争入札参加資格（以下「資格」という。）の認定は、福井県発注建設工事等入札参加資格審査会の審査を経て行うものとする。

(資格審査申請者が有すべき営業所等)

第3条 告示3(6)アに規定する「独立した営業所」とは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営業所への入口が他の有資格者の営業所と同一でないこと（ビルのワンフロアを複数の有資格者が使用する場合にあっては、当該営業所の入口が同一でないこと。）。
 - (2) 同一のフロアを複数の有資格者が使用する場合にあっては、次に掲げる要件を満たす間仕切り等で区別されていること。
 - ア 天井までの高さがあること。
 - イ 他の有資格者の営業所で行われる会話を容易に聞き取ることができない構造であること。
 - ウ 容易に移動させることができないものであること。
 - (3) 入札契約手続に使用する電話、ファクシミリ装置およびパーソナルコンピュータを他の有資格者と共用していないこと。
 - (4) 法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類が他の有資格者の書類と混同していないこと。
 - (5) 建設業の事業に関する業務に従事する者が当該業務を行うための机その他の什器および設備を他の有資格者と共用していないこと。
- 2 告示3(6)イに規定する「競争入札に関する業務に従事する者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る代表者をいうものとする。
- 3 前項の規定は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に掲げる事業協同組合の代表者には適用しない。

(知事が別に定める資格審査の申請期間)

第4条 告示4(2)に規定する知事が別に定める期間は、次の表のとおりとする。

種類	申請することができる期間	審査基準日	摘要
建設工事	毎年度の5月1日から5月31日まで	申請期間が属する年度の前年度の1月1日	県内業者
	毎年度の8月1日から8月31日まで	申請期間が属する年度の4月1日	県内業者および 県外業者
	毎年度の11月1日から11月30日まで	申請期間が属する年度の7月1日	県内業者
	平成23年度および同年度から隔年度のごとの2月1日から2月28日まで	申請期間が属する年度の10月1日	県内業者および 県外業者
測量業務等 および道路 清掃業務	毎年度の5月1日から5月31日まで	申請期間が属する年度の前年度の1月1日	県内業者
	毎年度の8月1日から8月31日まで	申請期間が属する年度の4月1日	県内業者および 県外業者

	毎年度の11月1日から11月30日まで	申請期間が属する年度の7月1日	県内業者
	平成24年度および同年度から隔年度のごとの2月1日から2月28日まで	申請期間が属する年度の10月1日	県内業者および 県外業者

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1号に規定する県内建設業者または県内企業体もしくは県内企業体の構成員が告示12(1)の規定により資格を取り消された業種については、告示4(2)の規定による資格審査の申請をすることができない。

3 経常建設共同企業体および経常建設共同企業体の構成員に係る告示4(2)の規定による資格審査の申請の取扱いについては、次に掲げるところによる。

(1) 資格を有すると決定された建設業者により結成された経常建設共同企業体にあつては、当該建設業者の資格が有効となった日から9か月を経過した日以降において、当該経常建設共同企業体を構成する建設業者が資格を有している同一の種類の建設工事に係る資格審査の申請をすることができるものとする。この場合においては、当該経常建設共同企業体の入札参加資格を決定し、有効とすると同時に、当該経常建設共同企業体を構成する建設業者が有している同一の種類の建設工事に係る入札参加資格を取り消すものとする。

(2) 資格を有すると決定された経常建設共同企業体を構成する建設業者にあつては、当該経常建設共同企業体の資格が有効となった日から9か月を経過した日以降において、当該経常建設共同企業体が資格を有する同一の種類の建設工事に係る資格審査の申請（別の経常建設共同企業体を結成して行う資格審査の申請を含む。）をすることができるものとする。この場合においては、経常建設共同企業体を構成する建設業者または当該建設業者が結成する別の経常建設共同企業体の資格を決定し、有効とすると同時に、当該経常建設共同企業体の有する同一の種類の建設工事に係る資格を取り消すものとする。

(算定基準)

第5条 建設工事に係る資格の認定および格付けは、共通項目点数と特別項目点数を合計した総合点数を基準とする。ただし、次に掲げる場合には、特別項目点数を算定しない。

(1) 第8条第1号に規定する県内建設業者の資格のうち、告示別表第3に掲げる建設工種の種類以外の建設工種の種類に係る資格の認定

(2) 県外に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち同項の許可に係る営業所をいう。）を有する建設業者（以下「県外業者」という。）に係る資格の認定

(3) 構成員のいずれかが県外業者である経常建設共同企業体（以下「県外企業体」という。）に係る資格の認定

(共通項目点数)

第6条 共通項目点数は、法第27条の29の規定に基づく、審査基準日前1年以内に終了する直前の決算日を基準とする総合評定値とする。

(特別項目点数)

第7条 特別項目点数は、告示6(1)に掲げる項目ごとに下表に掲げる方法で算出した各点数（1未満の端数があるときは、四捨五入する。）の和とする。

分野	項目	算定方法	対象
	(1) 工事成績	審査基準日の直前2年間に完成検査が行われた県発注工事に係る工事成績評点要領第9条第2項に定める総評点またはその平均点に基づき、共通項目点数に別表1に掲げる割合を乗じて得た数を加減点する。	該当業種

技術力	(2) 優良工事表彰等	<p>ア 審査基準日の直前2年間において、次に掲げる表彰を受けた者について、次のとおり加点する。ただし、複数の表彰を受けている場合であっても重複して加点しない。</p> <p>(ア) 「福井県優良工事等事業者表彰要綱」の規定に基づき、優秀賞または特別賞の表彰を受けた者にあつては、共通項目点数に3/100を乗じて得た数を加点する。</p> <p>(イ) 「福井県優良工事等事業者表彰要綱」の規定に基づき優良賞の表彰を受けた者（(ア)に該当しない者に限る。）にあつては、共通項目点数に2/100を乗じて得た数を加点する。</p> <p>(ウ) 県の出先機関の優良工事表彰を受けた者（(ア)および(イ)に該当しない者に限る。）にあつては、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。</p>	該当業種 (特別賞は、全業種)
		<p>イ 審査基準日の直前2年間において、福井県内で施工した公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）に関して、当該公共工事の発注者から優良工事表彰を受けた者について、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。ただし、複数の表彰を受けている場合であっても重複して加点しない。</p> <p>ウ 審査基準日の直前2年間において、福井県内で施工した公共工事に関して、厚生労働大臣または都道府県労働局長から労働安全衛生に係る表彰を受けた者について、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。ただし、複数の表彰を受けている場合であっても重複して加点しない。</p>	該当業種
	(3) 安全管理措置の不適切に基づく指名停止措置	<p>審査基準日の直前2年間において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「停止要領」という。）別表第1第5号から第8号までの規定に基づく警告、注意または指名停止（以下「指名停止等」という。）の措置を受けた者について、当該措置1件につき共通項目点数に別表2に掲げる割合を乗じて得た数を減点する。</p>	全業種
	(4) 施工能力	<p>ア 告示別表第1第1号(1)アの通知書（以下「経営事項通知書」という。）に記載された技術職員の数に基づき、共通項目点数に別表3に掲げる算定式により得た割合を乗じて得た数（15/100を上限とする。）を加点する。</p> <p>イ アに規定する技術職員（その他技術者を除く。）のうち、審査基準日において年齢30歳未満の者について、当該技術職員1人につき共通項目点数に1/200を乗じて得た数（3/100を上限とする。）を加点する。</p> <p>ウ 審査基準日前1年以内に終了する事業年度に係る貸借対照表に記載された機械・運搬具の資産の金額（法人にあつては、減価償却累計額を控除した後の金額）に基づき、共通項目点数に別表4に掲げる割合を乗じて得た数を加点する。</p>	該当業種 (ウについては、全業種)
経営力	(5) 経営状況	<p>ア 経営事項通知書に記載された評点（Y）の数値に基づき、共通項目点数に別表5に掲げる割合を乗じて得た数を加点する。</p> <p>イ 経営事項通知書に記載された評点（X2）の数値が454点である場合には、共通項目点数に2/100を乗じて得た数を減点する。</p>	全業種

経営力	(6) 経営基盤強化（アからエまでを通じて加点することができる割合の上限は、5/100とする。）	ア 2以上の個人による会社の設立、会社の合併または営業の譲り受け（以下「合併等」という。）を行った者で土木部長が別に定めるものについて、合併等を行った日から起算して5年を経過する日までの間、共通項目点数に5/100を乗じて得た数を加点する。	該当業種
		イ 経常建設共同企業体で土木部長が別に定めるものについて、共通項目点数に5/100を乗じて得た数を加点する。	全業種
		ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づく協業組合で土木部長が別に定めるものについて、共通項目点数に5/100を乗じて得た数を加点する。 エ 審査基準日の直前2年間に「新分野展開スタートアップ支援事業実施要領」に基づく新分野展開スタートアップ支援助成金の交付を受けた者について、共通項目点数に5/100を乗じて得た数を加点する。	
信頼性	(7) 不正行為等に基づく指名停止措置等	審査基準日の直前2年間に於いて、停止要領に基づく指名停止等（(3)に係るものを除く。）の措置を受けた者について、当該措置1件につき、共通項目点数に別表6に掲げる割合を乗じて得た数を減点する。	全業種
	(8) 監督処分	審査基準日の直前2年間に於いて、法第28条または第29条の規定に基づく指示もしくは営業停止または許可の取消しの処分（以下「監督処分」という。）を受けた者について、当該処分1件につき、共通項目点数に別表7に掲げる割合を乗じて得た数を減点する。	全業種
社会性	(9) エコアクション21の認証取得	資格審査の申請期間の末日においてエコアクション21の認証を取得している者（経営事項通知書において、ISO14001の登録の有無の欄が有となっている者を除く。）について、共通項目点数に2/100を乗じて得た数を加点する。	全業種
	(10) 雇用	ア 審査基準日の前日の属する年度において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）附則第4条の規定による障害者雇用報奨金の支給を受けている者について、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。 イ 審査基準日において自社で6か月以上引き続き雇用する建設業従事者（(4)アで加点評価を受けた技術者を除く。）の人数について、共通項目点数に別表8に掲げる割合を乗じて得た数を加点する。	全業種
	(11) 次世代育成雇用環境整備（アからウまでのいずれかについてのみ加点する。）	ア 資格審査の申請期間の末日において、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき一般事業主行動計画を策定しその旨を労働局に届け出ている者にあつては共通項目点数に1/100を加点し、同法第13条の規定に基づき認定を受けている者にあつてはさらに共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。 イ 審査基準日の前日の属する年度またはその前年度において、「親子育て応援企業知事表彰実施要綱」に基づき表彰を受けた者について、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。 ウ 審査基準日の前日の属する年度またはその前年度において、「福井県子育てモデル企業の応援事業実施要綱」に基づき子育てモデル企業に認定された者について、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。	全業種

12) 緊急災害時等における貢献度	ア 資格審査の申請期間の末日において、災害協定を締結している者 1/100	土木一式工事および電気工事
	イ 審査基準日の属する年度またはその前年度において、県または県内の市町と除雪作業に係る契約（土木部長が適当と認めるものに限る。）を締結している者 3/100 ウ イに規定する除雪契約を審査基準日の属する年度において県と締結している者のうち、当該契約に係る除雪作業を自社で所有またはリース保有する除雪用機械（土木部長が適当と認めるものに限る。）で行う者 2/100	土木一式工事
	エ 資格審査の申請期間の末日において、消防団協力事業所表示証を取得している者（主たる営業所について所得している場合に限る。） 1/100 オ アからエまでに掲げるもののほか、緊急に災害対応業務に従事したことにより人命の救助、県土の保全等に著しい貢献をしたと認められる者のうち、特に加点評価をすることが適当であると知事が認める者 5/100 以内	全業種

（資格の認定および格付けの基準点）

第8条 資格の認定および格付けは、第5条の規定により算定された総合点数および次表の基準点に基づいて業種ごとに決定するものとする。

- (1) 県内業者（県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内建設業者」という。）および県内に主たる営業所を有する建設業者で構成された経常建設共同企業体（以下「県内企業体」という。））

業種 \ 等級	A	B	C	D
土木一式	920 以上	780 以上	650 以上	650 未満
建築一式	850 以上	720 以上	650 以上	650 未満
電気	800 以上	710 以上	710 未満	—
管	840 以上	700 以上	700 未満	—
鋼構造物	850 以上	700 以上	700 未満	—
ほ装	810 以上	810 未満	—	—
上記以外の業種	基準点を設けない。			

- (2) 県外業者および県外企業体

業種 \ 等級	A	B	C
土木一式・建築一式	1100 以上	900 以上	800 以上
電気・管・鋼構造物	950 以上	850 以上	700 以上
ほ装	900 以上	700 以上	—
上記以外の業種	700 以上		

（県内業者の資格の認定および格付け）

第9条 県内建設業者の資格の認定および格付けは、前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 資格の適用開始の日の直前2年間において、業種について、資格者名簿に登載されなかった者（以下「新規業者」という。）は、前条第1号に定める基準点に基づく格付けの1等級下位の格付けを行う。ただし、最下級の格付けの基準点を有するものについては、最下級の格付けを行う。
- (2) 審査基準日の直前2年間において停止要領別表第2各号に基づく指名停止措置を受けた者については、資格審査申請時において資格者名簿に登載されている格付けよりも上位等級の格付けはしない。また、資格審査申請時において資格者名簿に登載されている業種以外の業種については、資格を認定しない。
- (3) 次のアからオまでに掲げる業種については、次の事項のいずれかを満たしていない場合にはA等級に格付けしない。
- ア 土木一式工事
- (ア) 特定建設業許可を有していること。
 - (イ) 直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
 - (ウ) 経営事項通知書に記載された土木一式工事に係る1級技術者の数が5以上であること。
- イ 建築一式工事
- (ア) 特定建設業許可を有していること。
 - (イ) 直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
 - (ウ) 審査基準日の直前4年の事業年度において、一件7千万円以上の元請工事を施工した実績を有すること。
 - (エ) 経営事項通知書に記載された建築一式工事に係る1級技術者の数が3以上であること。
- ウ 電気工事
- 直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
- エ 管工事および鋼構造物工事
- (ア) 特定建設業許可を有していること。
 - (イ) 直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
- オ ほ装工事
- (ア) 特定建設業許可を有していること。
 - (イ) 直前2回の資格者名簿に登載されていること。
 - (ウ) 次の建設機械をすべて所有（リース期間が資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものを含む。以下同じ。）していること。
 - a ほ装幅（伸長時）が3.3m以上のアスファルトフィニシャー
 - b 車輻の重量が8t以上のタイヤローラー
 - c 車輻の重量が10t以上のマカダムローラー
- (4) 次に掲げる業種については、次の事項を満たしていない場合にはB等級に格付けしない。
- ア 土木一式工事 経営事項通知書に記載された土木一式工事に係る技術職員の数の合計が3以上（うち1級技術者の数が1以上）であること。
- イ 建築一式工事 経営事項通知書に記載された建築一式工事に係る技術職員の数の合計が2以上（うち1級技術者の数が1以上）であること。
- (5) 土木一式工事および建築一式工事については、経営事項通知書に記載された当該業種に係る技術職員の数の合計が2に満たない場合にはC等級に格付けしない。
- (6) 資格の適用開始の日の直前2年間において資格者名簿に登載された者が、資格者名簿に登載された格付けの基準点を満たさないときは、当該格付けの1等級下位に格付けする。
- (7) 前条第1号の表中「上記以外の業種」については、入札の適正な執行を図るため、審査基準日の直前2年の事業年度において当該業種に係る施工実績がある場合には、必要に応じて資格を認定するものとする。

- (8) 前各号の規定にかかわらず、業種について、経営事項通知書に係る2年平均または3年平均の年間平均完成工事高が500万円未満である新規業者は、資格を認定しない。
- 2 県内企業体の資格の認定および格付けは、前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 当該県内企業体の構成員（以下「構成員」という。）のいずれかが新規業者である場合には、前条第1号に定める基準点に基づく格付けの1等級下位の格付けを行う。ただし、最下級の格付けの基準点を有するものについては、最下級の格付けを行う。
- (2) 構成員のいずれかが、審査基準日の直前2年間において停止要領別表第2各号に基づく指名停止措置を受けている場合には、資格審査申請時において資格者名簿に登載されている格付けよりも上位等級の格付けはしない。また、資格審査申請時において資格者名簿に登載されている業種以外の業種については、資格を認定しない。
- (3) 次のアからオまでに掲げる業種については、次のいずれかを満たしていない場合にはA等級に格付けしない。
- ア 土木一式工事
- (ア) 構成員のいずれかが特定建設業許可を有していること。
- (イ) 当該県内企業体（当該構成員を含む別の県内企業体を含む。以下この号において同じ。）または構成員のいずれかの直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
- (ウ) 当該企業体の構成員の経営事項通知書に記載された土木一式工事に係る1級技術者の数の合計が5以上であること。
- イ 建築一式工事
- (ア) 構成員のいずれかが特定建設業許可を有していること。
- (イ) 当該県内企業体または構成員のいずれかの直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
- (ウ) 当該県内企業体または構成員のいずれかが、審査基準日の直前4年の事業年度において、一件7千万円以上の元請工事を施工した実績を有すること。
- (エ) 当該企業体の構成員の経営事項通知書に記載された建築一式工事に係る1級技術者の数の合計が3以上であること。
- ウ 電気工事
- 当該県内企業体または構成員のいずれかの直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
- エ 管工事および鋼構造物工事
- (ア) 構成員のいずれかが特定建設業許可を有していること。
- (イ) 当該県内企業体または構成員のいずれかの直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
- オ ほ装工事
- (ア) 構成員のいずれかが特定建設業許可を有していること。
- (イ) 当該県内企業体または構成員のいずれかが直前2回の資格者名簿に登載されていること。
- (ウ) 当該企業体の構成員のいずれかで、次の建設機械をすべて所有していること。
- a ほ装幅（伸長時）が3.3m以上のアスファルトフィニシャー
- b 車輛の重量が8t以上のタイヤローラー
- c 車輛の重量が10t以上のマカダムローラー
- (4) 次に掲げる業種については、次の事項を満たしていない場合にはB等級に格付けしない。
- ア 土木一式工事 当該企業体の構成員の経営事項通知書に記載された土木一式工事に係る技術職員の数の合計が3以上（うち1級技術者の数が1以上）であること。
- イ 建築一式工事 当該企業体の構成員の経営事項通知書に記載された建築一式工事に係る技術職員の数の合計が2以上（うち1級技術者の数が1以上）であること。

- (5) 土木一式工事および建築一式工事については、当該企業体の構成員の経営事項通知書に記載された当該業種に係る技術職員の数の合計が2に満たない場合にはC等級に格付けしない。
- (6) 前各号の規定による格付けをした場合において、当該格付けが構成員のうち最も上位の等級未満の格付けとなるときは、当該県内共同企業体の資格を認定しない。
- (7) 第1号から第5号までの規定にかかわらず、業種について、当該企業体の構成員のいずれかが経営事項通知書に係る2年平均または3年平均の年間平均完成工事高が500万円未満である新規業者であるときは、資格を認定しない。

(県内業者の格付けの変更)

- 第10条 A等級、B等級またはC等級に格付けされた県内業者が前条第1項第3号から第5号までまたは第2項第3号から第5号までに規定する事項のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業者の格付けを取り消し、当該等級の1等級下位の格付けを新たに行う。
- 2 前項に規定する格付けの変更について必要な事項は、別に定める。

(資格者が備えるべき営業所の要件)

- 第11条 告示12(2)オに規定する福井県が発注する建設工事の請負契約の受注者が備えるべき営業所の要件として知事が定めるものは、次のとおりとする。
- (1) 容易に移動することができないよう基礎に固定されていること。
 - (2) 屋外の公衆が見やすい場所および営業所の出入口付近に商号または屋号を記載した視認性の高い看板(建設業法施行規則に定める建設業者が営業所に掲げる標識程度の大きさとする。)を掲げていること。
 - (3) 建設業法第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に適法に掲示していること。
 - (4) 当該入札参加資格者が公益事業者(電気・ガス・水道等公共サービス提供者)と供給契約を締結して電気、ガス、水道等の供給を受けていること、または同等とみなされる環境にあること。
 - (5) 接客、契約、執務等の営業を行うための十分なスペースがあること。
 - (6) 接客、契約、執務等の営業を行うために必要な机、椅子等の備品を備えていること。
 - (7) 不適切な転送を行っていない営業所専用の固定電話(IP電話を除く。)を備えていること。
 - (8) 入札契約手続きに使用するパソコンを備え、かつ、県の電子入札サービスシステムに接続できること。
 - (9) 建設業法第40条の3に規定する帳簿および書類を保存するための書類棚等を他の入札参加資格者と共用していないこと。
 - (10) 前号の帳簿および下請契約に係る請負代金の支払いを適正に行っていることがわかる書類を適切に保存していること。
 - (11) 契約用の印鑑を適切に保管していること。
 - (12) 電子入札用ICカードを適切に保管していること。
 - (13) 経營業務管理責任者および専任技術者の常勤性が確認できること。
- 2 次に掲げる場合には、前項に規定する営業所の要件を満たしていることが確認できなかったものとみなし、入札参加資格を停止する。
 - (1) 代表者、経營業務管理責任者、営業所専任技術者その他建設業の営業に関して責任を有する者が不在のため、2回以上連続して営業所実態調査を実施できなかった場合に発出する報告書に対し、所定の期限までに報告がないとき。
 - (2) 前号に規定する者が所在しているにもかかわらず、営業所実態調査を拒否したとき。

(資格停止となる総評点等)

- 第12条 告示12(2)カに規定する別に定める数値(指名停止措置を受けたことを理由に減点さ

れている場合は、当該減点分を加点した数値)は、59とする。

2 告示12(2)カに規定する別に定める期間は、総評点の通知を受けた日が属する次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から3か月を経過する日までとする。

- (1) 4月1日から6月30日までの間 当該年の10月1日
- (2) 7月1日から9月30日までの間 翌年の1月1日
- (3) 10月1日から12月31日までの間 翌年の4月1日
- (4) 1月1日から3月31日までの間 当該年の7月1日

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、土木部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月20日から施行し、改正後の規定は、平成26年度を基準年度とする資格審査から適用する。

別表1

工事成績の内容	完成検査が行われた県発注工事の数	乗じる割合	加減点の別	
総評点の平均点が82点以上の場合	1	5/100	加点	
	2以上	10/100		
総評点の平均点が80点以上82点未満の場合	1	4/100		
	2以上	8/100		
総評点の平均点が78点以上80点未満の場合	1	3/100		
	2以上	6/100		
総評点の平均点が76点以上78点未満の場合	1	2/100		
	2以上	4/100		
総評点の平均点が74点以上76点未満の場合	1	1/100		
	2以上	2/100		
総評点の平均点にかかわらず、総評点が60点未満の工事がある場合		5/100		減点

(注) 平均点に小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

別表2

指名停止等措置の内容	乗じる割合
文書注意	1/100
指名停止の期間が1か月未満	2/100
指名停止の期間が1か月以上2か月未満	3/100
指名停止の期間が2か月以上3か月未満	4/100
指名停止の期間が3か月以上	5/100

別表3

(1級技術職員(監理受講者)数×6+1級技術職員数×5+基幹技能者数×3+2級技術職員数×2)×1/500

(注) 小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

別表 4

機械・運搬具の金額	乗じる割合
1,000万円以上2,000万円未満	1/100
2,000万円以上3,000万円未満	2/100
3,000万円以上4,000万円未満	3/100
4,000万円以上	4/100

別表 5

経営状況分析の結果に係る数値	乗じる割合
1,000以上1,100未満	1/100
1,100以上	2/100

別表 6

指名停止等措置および指名除外の内容	乗じる割合
警告または注意	2/100
指名停止（除外）の期間が1か月未満	4/100
指名停止（除外）の期間が1か月以上2か月未満	6/100
指名停止（除外）の期間が2か月以上3か月未満	8/100
指名停止（除外）の期間が3か月以上12か月未満	10/100
指名停止（除外）の期間が12か月以上	15/100

別表 7

監督処分の内容	乗じる割合
指示	2/100
営業停止の期間が10日未満	4/100
営業停止の期間が10日以上30日未満	6/100
営業停止の期間が30日以上	8/100
許可取消し	10/100

別表 8

建設業従事者の人数	乗じる割合
5人以上9人以下	0.5/100
10人以上14人以下	1/100
15人以上19人以下	1.5/100
20人以上24人以下	2/100
25人以上29人以下	2.5/100
30人以上	3/100